

第1節

死因究明等に係る人材の育成等

(医師、歯科医師等の育成及び資質の向上)

1 大学を通じた死因究明等に係る教育拠点整備のための取組の継続・拡大

【施策番号1^{注1)}】

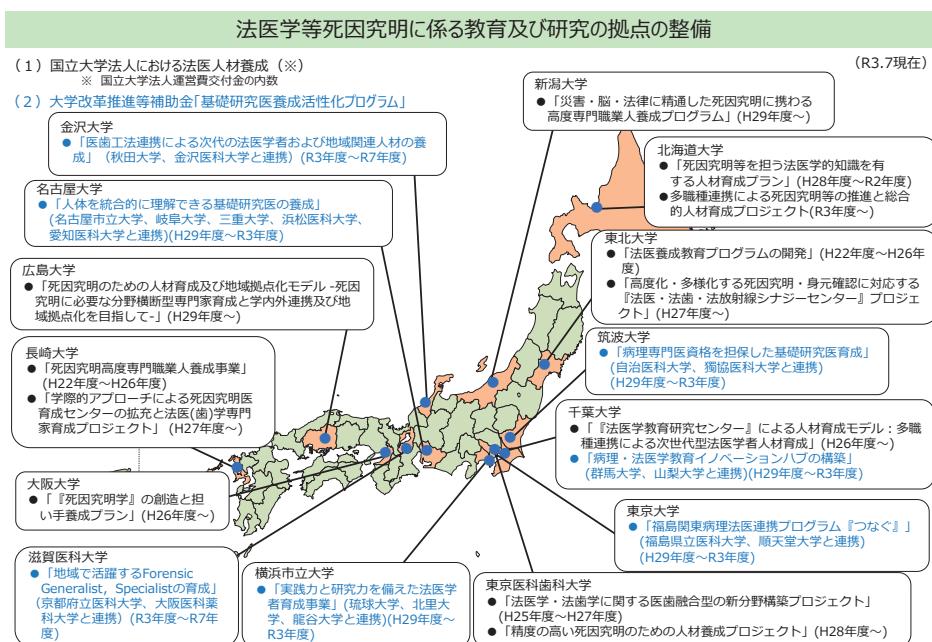
文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公私立大学の取組に対して必要な経費を支援している。

また、令和3年度からは、同事業において、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及びその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医、臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。

その結果、令和3年度末時点で、支援する7大学が設置する11の教育コースにおいて、168名の大学院生等を受け入れている。

このほか、令和3年度は、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8大学において積極的な法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点の整備が行われている。

資2-1-1 → 法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点の整備



出典：文部科学省資料による

注1) 死因究明等推進計画 (P108資料編15参照)との対応状況を明らかにするために付したもの。

2 大学に対する死因究明等推進計画等を踏まえた教育内容の充実の要請

【施策番号2】

文部科学省においては、医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラムに盛り込まれた法医学、歯科法医学、薬毒物分析等に関する記載について、その内容を大学に周知するとともに、死因究明等推進計画の内容等を踏まえた教育内容の充実を要請している。

令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、教育内容の充実を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

資2-1-2 医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラム（抜粋）

医学・歴学・薬学教育モデル・コア・カリキュラム（抜粋）		
医学【28年度改訂版】	歯学【28年度改訂版】	薬学【25年度改訂版】
<p>B 社会と医学・医療 B-2 法医学と関連法規 B-2-1)死と法 ねらい：死の判定や死亡診断と死体検査を理解する。 学修目標： ①植物状態、脳死、心臓死及び脳死判定を説明できる。 ②異状死・異状死体の取り扱いと死体検査を説明できる。 ③死亡診断書と死体検査書を作成できる。 ④個人識別の方法を説明できる。 ⑤病理解剖・法医解剖(司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖)を説明できる。</p> <p>B-2-2)診療情報と諸証明書 ねらい：診療情報の利用方法、情報管理とプライバシー保護について学ぶ。 学修目標： ①診療録(カルテ)に関する基本的な知識(診療録の管理と保存(電子カルテを含む)、診療録の内容、診療情報の開示、プライバシー保護、セキュリティー、問題志向型医療記録<POMR>、主観的所見、客観的所見、評価、計画(subjective, objective, assessment plan<SOAP>))を説明でき、実際に作成できる。 ②診療に関する諸記録(処方箋、入院診療計画書、検査・画像・手術の記録、退院時要約)を説明できる。 ③診断書、検査書、証明書(診断書、出生証明書、死産証書、死胎検査書、死亡診断書、死体検査書)を説明できる。 ④電子化された診療情報の作成ができ、管理を説明できる。</p>	<p>B 社会と歯学 B-2 健康と社会、環境 B-2-3)歯科による個人識別 ねらい：大規模災害時等における身元確認等に資するために、歯科による個人識別的重要性を理解する。 学修目標： ①歯科による個人識別を説明できる。 ②歯科医師による身元確認や関連する死因究明等の制度を説明できる。</p> <p>C 生命科学 C-5 病因と病態 C-5-7)個体の死 ねらい：個体の死の病因と病態を理解する。 学修目標： ①死の概念と生物学的な死を説明できる。</p>	<p>C 薬学基礎 C2 化学物質の分析 (3)化学物質の定性分析・定量分析 GIO: 化学物質の定性分析および定量分析に関する基本的事項を修得する。 (4)機器を用いる分析法 GIO: 機器を用いる分析法の原理とその応用に関する基本的事項を修得する。</p> <p>D 衛生薬学 D2 環境 化学物質・放射線の生体への影響 GIO: 化学物質などの生体への有害作用を回避し、適正に使用できるようになるために、化学物質の毒性などに関する基本的事項を修得する。 【①化学物質の毒性】 7.代表的な中毒原因物質(乱用薬物を含む)の試験法を列挙し、概説できる。</p>

出典：文部科学省資料による

3 死体検案研修会の充実

【施策番号3】

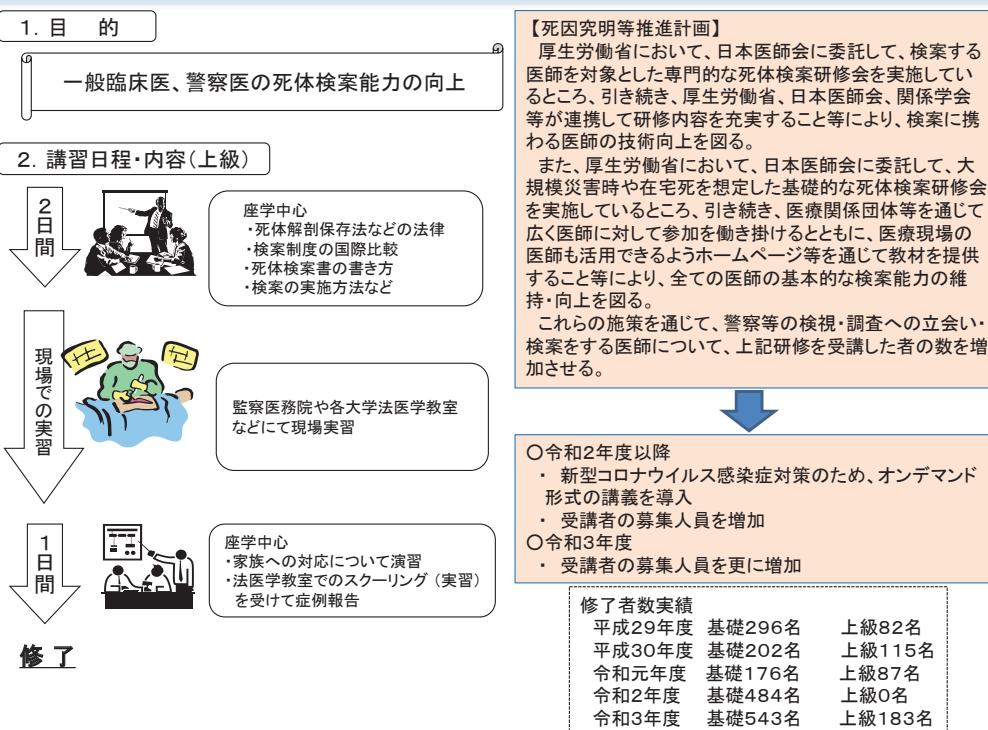
厚生労働省においては、平成26年度以降、検案を行う医師の死体検案能力の向上を図ることを目的として、公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）に委託して、死体検案業務に従事する機会の多い一般臨床医等を対象に、在宅死等を想定した基礎的な内容の死体検案研修会（基礎）及び大学の法医学教室等における現場実習を含む専門的な内容の死体検案研修会（上級）を実施している。

令和3年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、いずれの研修会も、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画等を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師がこれらの研修を受講することができるよう、令和2年度から死体検案研修会（基礎）の受講者の募集人員を600人に増加させ（前年度比300人増）、令和3年度からは、死体検案研修会（上級）の受講者の募集人員を300人に増加させた（前年度比150人増）。

その結果、令和3年度における死体検案研修会（基礎）の修了者数は543人、死体検案研修会（上級）の修了者数は183人であった。

資2-1-3 死体検案講習会事業の概要

死体検案講習会事業



出典：厚生労働省資料による

4 異状死死因究明支援事業等の検証等

【施策番号4】

厚生労働省においては、平成27年度以降、死因究明体制の充実や、疾病予防、健康長寿対策等の公衆衛生の向上に資することを目的として、異状死死因究明支援事業（P59【施策番号48】参照）を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断の事例及び人口動態調査表等に記載された死因等の分析結果について検証を行う事業を実施している。

令和3年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するために構築したデータベースの運用開始に向けて、その具体的な運用要領等に関する検討を行った。

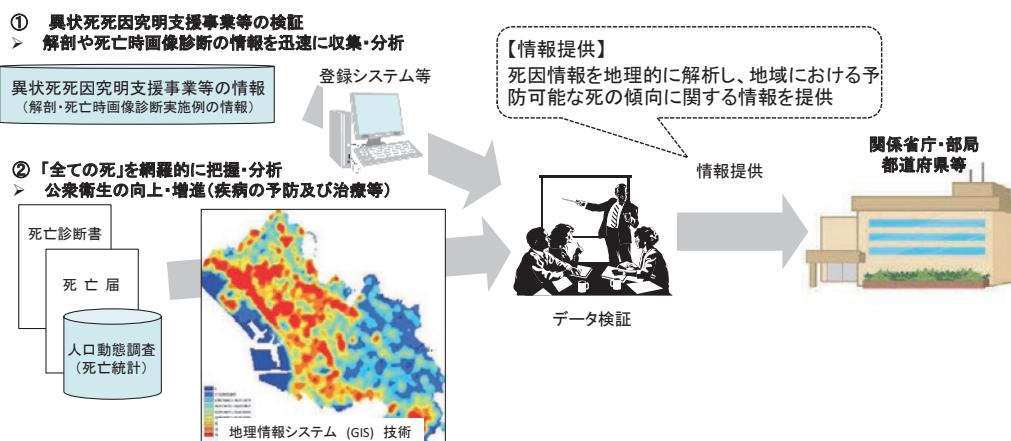
また、法医学者等の有識者を交えて、人口動態調査により集積された人の死亡に関する情報について地理的に分析を行った上、その結果得られた情報を一部の都道府県知事部局に提供し、その有効性等について検討を行った。

資料2-1-4

異状死死因究明支援事業等に関する検証事業の概要

異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

- 死因究明により得られた情報を、公衆衛生の観点から活用するため、**
- ① 異状死死因究明支援事業等で得られた情報をデータベースに登録
 - ② 死亡診断書等の情報を集約
 - ③ 有識者が参加する検証会議により情報を分析・検証



出典：厚生労働省資料による

5 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号5】

警察においては、都道府県医師会と都道府県警察との協力関係の強化や死体取扱業務の

能力向上を目的として、死体の取扱いに関する合同研修会等を積極的に開催している。

また、日本医師会が開催する死体検案研修会に検視官^{注2)}等を派遣し、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を実行している。

令和3年度は、21都道府県警察において、都道府県医師会との死体の取扱いに関する合同研修会等が開催され、法医学者や検視官等による最新の取扱事例や警察の死体取扱業務の状況に関する説明等の取組が行われた。

また、日本医師会が開催する死体検案研修会（基礎）がe-ラーニング形式で行われたところ、埼玉県警察の検視官が講師となって、警察が行う検視や調査等について講義を行う動画を撮影し、提供するなどの協力を実行した。

海上保安庁においては、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、死体の取扱いに関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を実行している。

令和3年度は、3海上保安本部において、都道府県医師会等との死体の取扱いに関する合同研修会に参加した。

写真2-1-5 新潟県医師会と新潟県警察による新潟県警察医会定期総会及び研修会



写真提供：警察庁

6 検案医等への解剖等の結果の還元

【施策番号6】

警察及び海上保安庁においては、検案する医師や死亡時画像を読影する医師（次頁において「検案医等」という。）の育成及び資質の向上に資することを目的として、死因・身元調査法第6条の規定に基づく解剖（以下「調査法解剖」という。）や第5条の規定に基づく死亡時画像診断等により得られた結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案

注2) 原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家。

医等に結果を還元するよう努めている。

7 死亡時画像診断に関する研修会の充実

【施策番号7】

厚生労働省においては、平成23年度以降、死因究明のためCT等を使用して行う死亡時画像診断について、医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るために、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像撮影・診断に関する法令、倫理、医療安全、技術等について研修する死亡時画像診断研修会を実施している。

令和3年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画等を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師等が本研修会を受講できるよう、受講者の募集人員を医師・診療放射線技師ともに各300人に増加させた（前年度比各200人増）。

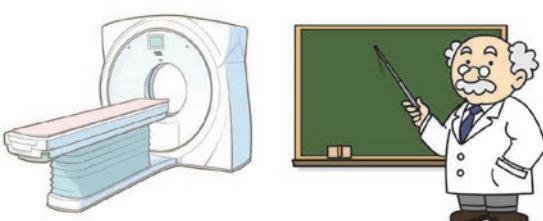
その結果、令和3年度における本研修会の修了者数は、医師が263人、診療放射線技師が263人であった。

資2-1-7 死亡時画像読影技術等向上研修事業の概要

死亡時画像読影技術等向上研修事業

【死亡時画像読影技術等向上研修】

- CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施し、異状死等の死因究明の推進を図る。



修了者数実績	
平成29年度	医師122名
平成30年度	医師132名
令和元年度	医師118名
令和2年度	医師148名
令和3年度	医師263名

診療放射線技師実績	
平成29年度	44名
平成30年度	56名
令和元年度	71名
令和2年度	139名
令和3年度	263名

【死因究明等推進計画】

厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。

○令和2年度以降

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン形式での講義を導入
- 令和3年度
 - ・ 受講生の募集人員を増加

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

- 異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等を検証する。また、検証結果を踏まえ、研修マニュアルの改善に活用する。

出典：厚生労働省資料による

8 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析等

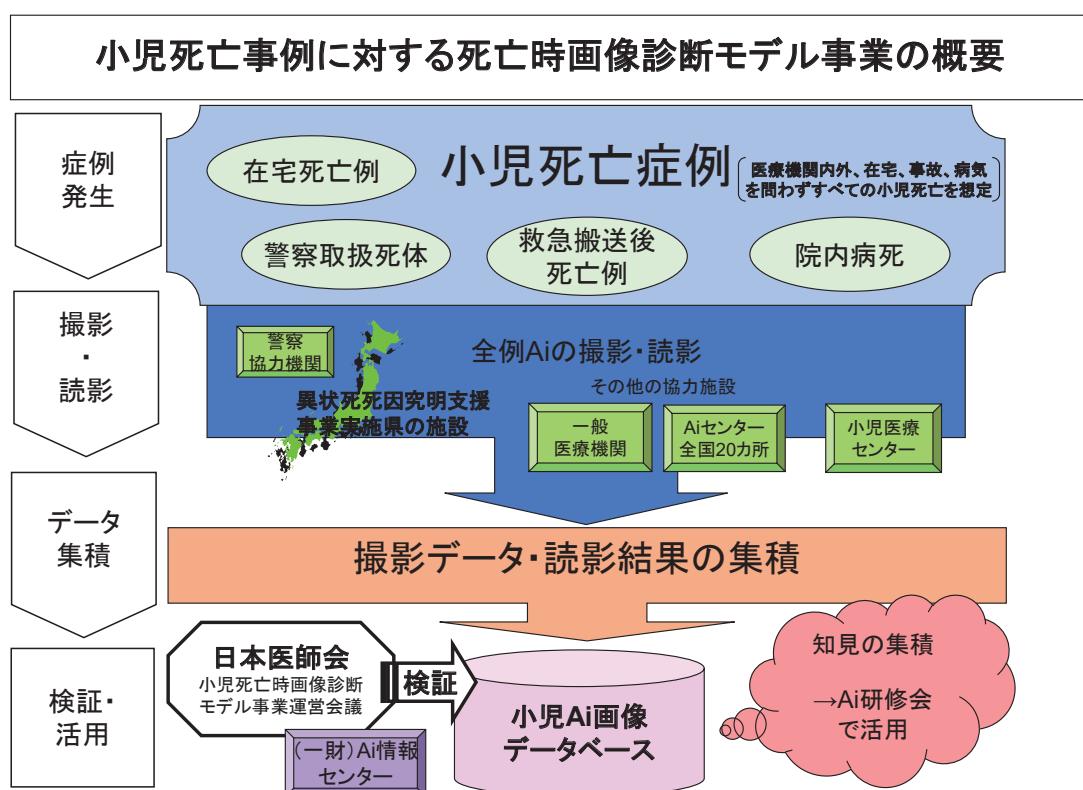
【施策番号8】

厚生労働省においては、平成26年度以降、日本医師会に委託して、小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等の検証を行うとともに、その結果を死亡時画像診断に関する研修資料の改善等に活用する小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業を実施している。

令和3年4月1日時点で、小児死亡事例に対する死亡時画像診断の画像データ等の提供を行うなど、同事業に協力している施設は44施設あり、令和3年度は、これらの施設から、14件の小児死亡事例について死亡時画像診断の画像データ等の提供を受け、分析を行った。

また、分析結果を踏まえて、日本医師会のWebサイトに掲載している死亡時画像診断に関するe-ラーニングシステムに画像所見等を掲載し、その内容を充実させた。

資2-1-8 小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業の概要



出典：日本医師会資料による

9 死亡時画像診断に関する研修等への警察による協力

[施策番号 9]

警察においては、死亡時画像を診断する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上に資することを目的として、各都道府県において開催される死亡時画像診断に関する研修会等に検視官等を派遣し、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力をを行っている。

写真2-1-9 秋田大学法医学教室・放射線科と秋田県警察による法医 CT カンファレンス



写真提供：警察庁

10 死因究明等に係る研修会の実施・協力についての大学への要請

[施策番号 10]

文部科学省においては、死因究明等に係る研修会の実施・協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。

令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る研修会の実施・協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

11 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

[施策番号 11]

警察においては、都道府県歯科医師会と都道府県警察との協力関係の強化や身元確認業務の能力向上を目的として、公益社団法人日本歯科医師会（以下「日本歯科医師会」とい

う。)と協議の上策定した合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、合同研修会等を定期的に開催しており、身元確認作業の訓練や検視官等による死体取扱の状況の説明等を行っている。

令和3年度は、20都道府県警察において、都道府県歯科医師会との身元確認業務に関する合同研修会等が開催され、死体からの歯科所見の採取要領等に係る訓練等が行われた。

海上保安庁においては、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、身元確認業務に関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力をしている。

令和3年度は、4海上保安本部において、都道府県歯科医師会等との身元確認業務に関する合同研修会等に参加した。

写真2-1-11 静岡県歯科医師会と静岡県警察による警察歯科・身元確認研修会



写真提供：警察庁

12 大学への死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例の紹介

【施策番号 12】

文部科学省においては、基礎研究医養成活性化プログラム（P40 トピックス5参照）等により構築された大学における死因究明等に係る先進的な教育事例等について、その概要を大学に紹介している。

令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る先進的な教育事例等について紹介した。

13 大学への死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知

【施策番号 13】

文部科学省においては、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。

令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

(警察等の職員の育成及び資質の向上)

14 検視官、検視官補助者等に対する教養の充実

【施策番号 14】

警察においては、毎年度、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止することを目的として、死体取扱業務に従事する警察官に対する教育訓練を行っており、警察庁においては、死体取扱業務の専門家である検視官及び検視官補助者に対し、法医学者、歯科法医学者等による講義等を実施している。

また、これらの研修がより効果的なものになるよう、特定非営利活動法人日本法医学会（以下「日本法医学会」という。）と協議を行うなどして、既存の講義内容の見直しを含め、内容の充実を図っている。

このほか、各都道府県警察においては、死体取扱業務に従事する警察官や一般の警察官に対して、死体取扱業務に関する研修を実施している。

写真2-1-14 警察大学校における法医学者による講義



写真提供：警察庁

15 全国会議等を通じた各都道府県警察の好事例等に関する情報共有

[施策番号 15]

警察庁においては、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図ることを目的として、検視官等を対象とした全国会議を開催し、事例発表や意見交換を行うなどして、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の共有を図っている。

16 死体取扱業務に必要な知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充

[施策番号 16]

海上保安庁においては、海上保安官を大学の法医学教室に一定期間派遣し、大学の教授等の指導の下で解剖への立会い等に従事させることを通じて、法医学に関する高度な知識・技能を習得させる研修（以下「法医学研修」という。）を実施している。

令和3年度は、16大学の法医学教室に17名の海上保安官を派遣した。

写真2-1-16 岡山大学における法医学研修の様子



写真提供：海上保安庁

17 鑑識官等に対する研修の充実

[施策番号 17]

海上保安庁においては、海上保安官に、鑑識業務や死体取扱業務に必要な知識・技能を修得させるとともに、これら業務に係る指導者を養成するため、実習を中心とした専門的な研修（以下「鑑識上級研修」という。）を実施するとともに、法医学等に係る検定を実施している。

また、鑑識上級研修を修了し、検定に合格した者であっても、研修修了後、相当期間が経過した者については、その知識・技能の維持・向上を図るための研修を受講させることとしている。

このほか、海上保安官を、都道府県警察が主催する鑑識業務や死体取扱業務に関する研修に参加させたり、管区海上保安本部に法医学者を講師として迎え、死体取扱業務に関する講義を受講したりするなど、多様な研修機会を通じて、海上保安官の鑑識業務や死体取扱業務に係る知識・技能の維持・向上を図っている。

写真2-1-17 海上保安庁における鑑識上級研修の様子



写真提供：海上保安庁

18 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号 18】(再掲)

P29 【施策番号 5】参照

19 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号 19】(再掲)

P33 【施策番号 11】参照

TOPICS

4 鳥取県警察における多数死体取扱訓練

鳥取県警察では、令和3年10月、鳥取県内の体育館において、医師及び歯科医師に講師を依頼し、多数死体取扱訓練を実施した。

同訓練においては、土砂災害が発生して多数の死傷者が発生したとの想定の下、検視場所等を設置し、死体の搜索・発見、受付、検視、指紋採取、歯牙記録、検案、安置及び引渡しまでの一連の取扱いを確認した。

さらに、死体観察、歯牙記録等について、医師及び歯科医師から説明を受けながら訓練を行うとともに、訓練を観察した県職員及び消防局職員と施設確保の重要性、死体発見時の引継ぎ要領等について、意見交換を行った。

本訓練に参加した警察官からは、「多数死体取扱いについては、平素からの準備や訓練が非常に重要だと認識することができた。」、「医師による実践的な教養があり、理解しやすく、これまでの疑問点を解消することができた。」などの感想が述べられた。

鳥取県警察における多数死体取扱訓練の状況



写真提供：警察庁